

坂東市公共事業再評価委員会（会議要旨）

1．日 時 平成20年10月28日 午後1時30分～午後3時

2．場 所 岩井庁舎 第一応接室

3．出席者

（1）委員

委員長 高木 仁

委 員 圓崎 善治、滝本 稔、中山 芳枝、野村 好江

（2）事務局

企画部長 山口、企画調整課長 塚原、

都市建設部長 中山、下水道課長 富山、下水道課 奥村、張替、

行政改革推進室長 前澤、行政改革推進室 椎名、清水、樋口

（議事）

（1）公共・特環下水道事業の再評価について

（会議資料）

1．再評価実施事業一覧表

2．再評価実施事業調書

【副市長挨拶】

【職員紹介】

【会議説明】行政改革推進室長

【議事進行】委員長

【会議資料説明】下水道課長

【委員会での意見等について】

【委員 A】

金が膨大な金なんでね、想像つかんというのが実際なんですけども、整備面積が500.5haで、利用人口っていうのが11,350人で、岩井地区と猿島地区に分かれて、当然これは岩井市時代の事業でしょうから、だから約岩井市時代人口どれくらいあったか分からないけれども、35,000くらいだったと。

で、あんまり勉強しておりませんから岩井市は何haあったんだっけなという最初の疑問、その770haについて、効果的にどの程度なのかなっていうのが最初の疑問だったわけなんです。

【下水道課長】

旧岩井は確か 9,000 ha、確か全体の地域はですね。

それで、付け加えさせていただきますと、公共下水道につきましては市街化区域から始まりまして、その周辺をのばしてもらったので、その今貰った数字からしますと 10% にいかない、9% くらいの区域をご指摘の金額でやっていくという風になってございます。

【委員 A】

先ほど説明を受けながら、その次に書いてある 500.5 ha の中で、利根川流域別下水道整備総合計画というものが上位の計画で、それと連動して行うということなのでしょうか。その計画は、どういう状況なのか。

【下水道課長】

利根川流域別下水道整備総合計画というものでございますが、1 つにはそれぞれの市町村の中を、どのように汚れ水の処理をしていくか、それからやはり先ほどの説明のなかで触れさせていただきましたとおり、利根川が主でございます、その利根川の水質をクリアできるかどうか、クリアというか義務付けをされているものでございます。

この県西地区につきましては、この上位計画の中でその位置付けをされて、その縛りの中で本市の下水道事業の計画を進めているということでございます。

ただ、見直すという先ほどお話ししましたが、またそれぞれの市町村、それから茨城県と国、その調整がついておりませんので、まだ結論は私共の方でも聞いておりません。

【委員 A】

要するに、利根川に流すから、それに流すだけに水質を保全しておかなければいけませんよということですね。

【委員 B】

本当に今環境問題がすごくあれだから、大切なことなんでしょうけども、でもこれ完成見通しも 32 年度となってますけど、これはお金の問題があって延びる可能性だってありますよね。大いに予定だからこれは。余計に今、財政難だから余計に延びる可能性だってありますよね。1 番大切なことなんでしょうけども、これ、やらざるを得ないことはやっていかなきゃならないと思うんですけども。

【下水道課長】

実際にここ 10 年くらいは、やはり当初計画したものよりは遅れています。と言いますのは、これはお話ししましたように国庫補助事業というような国から 2 分の 1 を主に入れておりますけど、その国庫補助事業のものも流れが悪くなると私共の方にいただけないようなこともございます。

それから、これ市の財政事情関係、国の事業だけではございませんので、それを加味

した形で進めざるを得ないということもありますので、遅れも出ています。

今後ともご指摘のように、やはり32年という風な茨城県目標がございます。やっておりますけれど、やはり期間については、若干難しいのかなと考えております。

ただ額につきましては、先ほどのコスト縮減というような、なるだけ金のかからない事業とすべきだろうという風な。

それから、続けて失礼しますと、合併浄化槽が簡単にいいかというお考えが出て参りますけれども、今事業を進めていくには、だいぶ苦慮している。ただ、合併浄化槽につきましては、これも先ほどご説明いたしましたけれど、やはりその上位計画の中で決められた水質、それから、それら管理するものを整備しないっていう上での、初期投資だけで合併浄化槽がいいっていう風な今議論がされておりますので、やはりこれから一層環境面を考えていく上では、やはり公共下水道を。

なかなか全市とはいかないかもしれませんが、0の汚れ率っていう風な表現がいけないのかわかりませんが、人口の多いところ、それから住居の密集しているところ、それから工場等の処理は公共下水道で、手前は別の方法で、と考えて事業の進捗を図っていく。

【委員C】

合併浄化槽なんかに関して県内なんかでも、茨城県の場合は県のほうの評価委員があって、そこで年に1回とか定期的にやるっていうことが義務付けみたいなんですけども、現状では補助金というのを建築士会なんか投資して、その最初からお金を、実際は本当はただお金を払って、そこをお願いして最初から精算するってことなんですけども、廃止したってこともありまして、設置者が留意してやってるようなことなんですけども、県外のある市町村では役所のほうで水質の調査をですか、やってられるところもあるんですね。今、まあだいぶ前のことなんではっきりとは分かりませんが。

要するに、浄化槽もいいんですけども、完全に年に1回とか2回とか、処理を行政で頼んできれいしにてもらおうということであれば、合併浄化槽もかなり素晴らしい機能もっているんでしょうからいいんですけども、要するに維持管理がですね、どうしても怠ってしまうのが現状だと思うので、できればやっぱりそういう環境問題が騒がれるようになってからは、公共下水に勝るものは無いと思うんだよね。

こういう有力な、確かにお金はかかるんでしょうけど、継続したほうがいいなと思ってるわけですね。

で、現にうちの前なんか以前は、浄化槽の場合、一時は蚊なんかが出たんですけども、下水道になってからはそういうのも全くなりましてね、環境面本当に良くなりました。こういうところですね。

【委員D】

難しくてもよく分からないですけども、やっぱり公共下水道のほう環境に良いからこ

のまま続けたほうがいいんじゃないかと思います。

【委員 A】

要するに金かかるからな。中止しようっていったて、今まで投資したな。じゃあ、どうゆう段階で中止するのかっていうのがかなり。

で、今みたいに環境がうるさくなったからやっぱり、できる限りのことはやっぱりやっつけていかざるを得ないというのかな。現に、金はかかると思いますよ。

【委員 B】

でも大体新築、新しく辺田辺りなんかどんどん建ってますけど、そういう所はどんどんこういうのを利用してますよね。

今まである人はやはりそれを止めてまで繋ぐっていうのはなかなかちょっとお金かかるのでやってないと思うんですけども、これからは皆さんだってそういうふうにならるのが当たり前みたいになっていきますでしょ。

【委員 C】

接続するのにお金がかかり過ぎる。

【委員 B】

そうだね。

【委員 C】

そこら辺のところでね、本当は2万9千人もいるところなのに、今1万ちょっとでしょ。だから、だいぶ今使ってない。一時的にお金が50万とか60万とかって聞きますけれど、そういう金がなかなか出るのが大変なんですよ、普通は。お金がある人はいいんですけど。そこらのとこに、初期に投資するとかね、それを例えば浄化槽は補助しますよね。浄化槽みたいに少しでいいからそっちの方に、例えば10万補助しますとかいって、繋いでもらったらいいんじゃないかと思うんですけどね。それで使ってもらうのを、人を増やすと、それもいいと思うんですよ。

いずれにしても、途中でやめるわけにもいかないから、続けなくちゃならない。年度が一応何年度までって決まっていますよね。これは、その度に社会情勢とか、人口の伸びによって先送りしたって別に問題ないと思うんですけどね。必要な人が多くなったときには、そのところはやらざるを得ないということですよね、きっと。

【委員長】

その下水道に関しては、今言った合併ね、補助もあるけど、この下水道に関しては、繋ぐときは補助とかそんなのどうなってるんですか。

【下水道課長】

従来、補助金はありません。補助金につきましては、別途、市の中でもいろいろ検討しておりまして、一部の方にだけで、合併浄化槽だと広い範囲で補助金が出まして、

あれは県、私が聞いた範囲では茨城県の制度の中でやっておくことでもありますので、市独自に、私共は、（補助金の）要望はしたんですけど、やはり今のなかでは、その下水道の建設費も（一部）地域のところでございますし、それから延ばすのにはそういう方法もございますと思いますけど、若干現実的には困難であると。

ただ水洗化率、今お話いただいておりますのは水洗化率で要するに使っているかたの率なり数をご指摘をされてるわけですが、今、岩井地区につきましては７８％ほど使っていると思います。

８割使っていただいております、先ほど委員さんからもお話でました、新しいお宅、それから増改築されるお宅はもう、やはりお金はかかりますけど一緒に整備をしていただける。後は、従来から、これは平成５年に供用開始しておりますが、それ以前からお宅を建てて尚且つ合併浄化槽をお使いの方はなかなか、その設備を放棄して繋いでいただけるというのが困難。

公共下水道につきましては、下水道法の中では３年、要するに簡易水洗の方は３年という数字を使っていますが、法律の中でうたっているのは速やかにみたいな形で、それから今は無いと思いますが、汲み取り便所の方は３年以内のようなお願いをっていうような法律的な指導をしています。

今、私共が今後進めて参りますことは、今、どなたも排水はしておりますので、その排水管のものがいわゆるお使いになれるようなものを考えたほうがいいんじゃないか。これは、全国的にはなかなか難しいと思うんですが、いわゆる排水設備という名称で呼んでますが、その緩和的なことでいいのかなと。

１番公共下水道で、処理場で処理しますので、１番私共が困ってしまうのは雨水、雨水と一緒に入ってしまうことだけです。それがきちんと守れるのであれば、新たな基準に則った排水設備でなくても当面はいいのかなと。

後は、先ほど触れましたように、建物っていうのは何十年も、１００年もずっとお使いになってる方はおりませんので、やはり３０年ぐらい目途でやはり増改築をされますので、その時点でその下水道の基準に則った、排水設備の整備をしていただければ宜しいのではないかなということで、内部的には、やはり待っているのが実情でございます。

それで何とか使っていただいて、使っていただければ使用料というのが私共のほうへ入って参りますので、維持管理費の方へまわせますので、今そのようなことを考えております。

尚且つ、ご説明の中で申し上げましたように、下水道が比較的、遅れながらも整備が進んで参りましたので、１００％のかたに使っていただいて、先ほどから示唆していただきましたように、側溝等がきれいになる、それから蚊が発生しないとかいう事例もございます。そのような、ちょっと費用かかるもの軽減できるような、補助はちょっと難しいと思いますが、軽減できるような。

あとは、ここで仕事されてます、排水設備の工事指定制度というのをとってますので、そのかた達ともしっかり詰めた上で、地域にそういうお願いをして参りたいというところが、今日でございます。以上です。

【委員長】

先ほどの補助の面なんだけれども、あの、ただ40万かかればその分割で払っていくとその利息の分のほうは市からでるとか、前なかったですか。

【下水道課長】

利子の補給、利子補給制度はございます。ただ、実情には、利率が低いものですから、ご利用は少ないですけど、やはり使っていただいて。補助にはなりませんけど、指定銀行、私共のほうで契約した銀行がございますので、そちらのほうで借入れをしていただいたものの利子補給という制度がございます。

条例上は3%以内、市内の金融機関のかたと2.5%で今契約している。それも、積極的にPRはいたしたいと思います。

【委員長】

そういうのがあればね。月々1万ずつでもずっと払っていけばなくなりますし。

【委員A】

いろんな事情もあるでしょうし、整備されたところの人が積極的じゃないと、やっぱりその効果をできる限り、利益者負担じゃありませんけどやっぱり、それはせっかくこれだけやってるんだから、効率的に運用してもらってというのがベストだろうけど、なかなかそれも78%で22%の方が、それは先ほど委員さんからも言われたように金がかかるから、そこら辺がネックだろうと。

そういうことを進めてもらって、全然関係のない、私のほうなど全然関係ありませんから、だから結局、雑排水を穴掘ってるとかそういう苦勞がやっぱりあるわけですね。だから、そういう面で、やれるところはどんどん進めてもらって、やっぱり全域に同じ市民なんですから、全域にやっぱり広げていただくのがベストなんだろうと思いますけど。

【下水道課長】

申し上げれば、公共下水道はご案内のように、受益者負担金もございます。ですから、なお一層、受益者負担金は使えるようになりますと、私共やってる形をお願いする、納めていただくというようなお願いをして参りますので、やはり皆様、工事とか大変ですけども、やはり今、岩井地区については1㎡当たり550円を1回限りですけど、一括なり分割で納めていただいていますけど。

やはりそのような、個人的な投資をしていただいていますので、やはりそれも活かす意味で、多少お金がかかりますけど、何とか早く繋いでいただいとを考えています。

【委員長】

大体意見も出てきて、その他にまた意見ございませんでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

無いようでしたら、今ね、費用の面また環境の面からいろいろまゝ、またこれからですね、やはり下水道繋いでいただいて、やはり今日ね、大変だとは思いますが、やっぱりそれをPRしていただいて、社会経済状態もね、いろいろ変化もありますけれど、その中でやっぱり市の対応方針案で継続で適当でないかと、そういう声が委員さんからありましたので、そのような方法でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

それでは、今皆さんから意見いただきましてご異議ないということなので、委員会としては、市の対応方針案について適当であるという意見でとりまとめますが、宜しいですか。

【委員】

はい。

【委員長】

それでは、賛成多数により適当であるといたします。事務局にて検討委員会の「意見書（案）」を作成いたしますので、暫時休憩いたします。

【委員長】

意見書（案）ができましたので、その内容についてご確認ください。

この意見書（案）について、何かご質問ないでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

それでは、再評価委員会から「公共・特環下水道事業」に対する意見書として、市に回答させていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

【委員長】

それでは、市から審議依頼のありました、再評価事業である「公共・特環下水道事業」について、委員会による審議の結果を回答いたします。宜しくお願いします。

平成20年10月28日 坂東市長 石塚仁太郎様

坂東市公共事業再評価委員会 委員長 高木仁

坂東市における公共事業の再評価に関する意見について

当委員会は、坂東市公共事業再評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が実施する公共事業の再評価内容とそれに基づく対応方針案について、事業の進捗状況や社会情勢の変化及び各委員会の専門的見地を踏まえ慎重に審議を行った結果、下記のとおりその審議結果を取りまとめたので回答いたします。

今後、市におかれましては、本委員会の意見を十分に尊重され、なお一層の効率的・効果的な事業執行に努められることを期待いたします。

記

1 審議対象事業

事業名 公共・特環下水道事業

市が示す対応方針案及び考え方 継続

本公共下水道では既に供用が開始されており、費用対効果も問題はない。

整備効率の点では今後も状況の変化が見込まれることから、妥当性検証の機会を別途設けるものとする。

2 審議結果

本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、市の公共事業再評価の内容及びそれに基づく対応方針案は妥当であると判断する。

以上です。

【副市長】

本日は、皆様方には長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様のため今のご意見を尊重し、意見書を踏まえまして、「公共・特環下水道事業」の対応について、市の方針を決めさせていただきたいと思います。

宜しくお願いいたします。

【委員長】

以上で、本委員会の全日程を終了することになりますが、委員の皆さんご意見、ご質問等はありませんか。

それでは、無いようですので、これにて、坂東市公共事業再評価委員会を終わりにさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでした。